

宮崎市条例を宮崎県後期高齢者医療広域連合条例として準用する条例

平成19年3月30日
条例第16号

改正 平成20年2月13日条例第2号
(趣旨)

第1条 宮崎市条例のうち、宮崎県後期高齢者医療広域連合条例（以下「広域連合条例」という。）として準用するものは、この条例によるものとする。

(準用等)

第2条 宮崎市条例のうち、広域連合条例として準用するのは、別表のとおりとする。

2 広域連合条例として準用する宮崎市条例中「宮崎市」とあるのは「宮崎県後期高齢者医療広域連合」と、「本市」とあるのは「本広域連合」と、「市」とあるのは「広域連合」と、「市長」とあるのは「広域連合長」とそれぞれ読み替え、別表の左欄に掲げる条例については、それぞれ同表の右欄に掲げるところに従って読み替えて準用するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月13日条例第2号抄）
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

準用する条例	読替え
宮崎市職員の定年等に関する条例（昭和58年宮崎市条例第24号）	
宮崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年宮崎市条例第41号）	
宮崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年宮崎市条例第42号）	
宮崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年宮崎市条例第2号）	
宮崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎市条例第12号）	
宮崎市職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎市条例第27号）	
宮崎市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎市条例第4号）	
宮崎市職員の再任用に関する条例（平成13年宮崎市条例第3号）	
宮崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宮崎市条例第4号）	

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年宮崎市条例第7号）	
宮崎市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年宮崎市条例第9号）	
宮崎市財政調整基金条例（昭和61年宮崎市条例第12号）	
宮崎市情報公開条例（平成14年宮崎市条例第3号）	「市政」を「広域連合行政」に、「市民」を「住民」に、「市内」を「広域連合の区域内」に読み替える。
宮崎市個人情報保護条例（平成14年宮崎市条例第2号）	「市政」を「広域連合行政」に、「市民」を「住民」に読み替える。
宮崎市行政手続条例（平成8年宮崎市条例第33号）	「市民」を「住民」、「市長等」を「広域連合長等」に読み替える。